東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は，東海村発足７０周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

　（ロゴマーク）

第２条　この要綱においてロゴマークは別図のとおりとする。

　（ロゴマークの使用目的）

第３条　ロゴマークは，村発足７０周年記念の一体感を醸成し，東海村民の東海村への愛着及び誇りを高めるとともに，東海村のイメージを村の内外に発信するためのシンボルとして使用するものとする。

（使用の申請）

第４条　ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は，東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

（１）　村が使用する場合

（２）　報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

（３）　その他村長が適当であると認めた場合

（使用の承認等）

第５条　村長は，前条の規定による申請を受けた場合には，その内容を審査の上，ロゴマークを使用させることが適当と認めるときは，東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２ 村長は，ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するため，ロゴマークを使用させることが不適当と認めるときは，東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（１）　村の信用及び品位を損なう，又はそのおそれがあるとき。

（２）　法令又は公序良俗に反し，又はそのおそれがあるとき。

（３）　特定の個人若しくは事業者若しくは政党，宗教団体その他特定の団体を東海村が支援しているような誤解を与え，又はそのおそれがあるとき。

（４）　不当な利益を得るために使用し，又はそのおそれがあると

き。

（５）　自己の商標，意匠その他これに類するものとして使用し，又はそのおそれがあるとき。

（６）　ロゴマークの使用が第３条に規定するロゴマークの使用目的に反し，又はそのおそれがあるとき。

（７）　その他村長が不適当と認めるとき。

３　村長は，第１項の規定によりロゴマークの使用を承認する場合において，第３条に規定するロゴマークの使用目的を達成するために必要な事項について条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第６条　前条第１項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は，ロゴマークの使用に当たり，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　使用承認を受けた内容にのみ使用し，村長が付した使用条件に従うこと。

（２）　使用承認を他に譲渡し，又は転貸しないこと。

（３）　ロゴマークを使用して作成し，又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は，完成後，速やかにその提出を行うこと。ただし，使用物件の提出が困難である場合は，その写真の提出をもって代えることができる。

（４）　使用者に原因があるロゴマークの使用に係る事故，苦情等については，誠意をもって使用者が速やかに対処すること。

（使用料）

第７条　ロゴマークの使用料は，無料とする。

（変更申請等）

第８条　使用者は，第５条第１項の規定によりロゴマークの使用承認を受けた内容を変更しようとするときは，直ちに東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用変更申請書（様式第４号）を村長に提出しなければならない。

２　村長は，前項の申請について適当と認めたときは東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書（様式第５号）により，適当でないと認めたときは東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書（様式第６号）により使用者に通知するものとする。

（使用の中止）

第９条　使用者は，ロゴマークの使用承認後にロゴマークの使用を中止するときは，東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用中止届出書（様式第７号）に承認通知書を添えて村長に届け出なければならない。

（使用承認の取消し）

第１０条　村長は，使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。この場合において，使用者に損害が生じても，村長は，その責めを負わない。

　（１）　第５条に掲げる使用上の遵守事項その他この要綱に違反したとき。

　（２）　偽りその他不正の手段によりロゴマークの使用承認を受けたとき。

２　村長は，前項の規定による取消しを行うときは，東海村発足７０周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第８号）により使用者に通知するものとする。

３　村長は，ロゴマークの使用承認を取り消したにもかかわらず，引き続き使用者がロゴマークを使用しようとするときは，取消しに関する公表その他必要な措置を講じるものとする。

（責任の制限）

第１１条　ロゴマークの使用によって，使用者又は第三者に損害が生じたときは，村は，損害賠償その他の法律上の責任を負わない。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，村長が別に定める。

附 則

　（施行期日）

１　この告示は，公布の日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は，令和９年３月３１日限り，その効力を失う。ただし，同日までに利用したロゴマークに係るこの要綱の規定は，同日後もなおその効力を有する。

別図（第２条関係）

